

まえがき

本書は、「法と人間科学」の研究(法の領域における諸問題について、法学者、心理学者らが検討を行う)についての成果の発信である。また、シンポジウムのタイトルに“学融的”とあるように、異なる研究領域にありながら、協働的に研究を推進してきた。

法の領域における諸問題は、多岐にわたり、たとえば、冤罪、被害者支援、加害者の処遇、取り調べの可視化、目撃証言の信頼性、裁判員裁判の妥当性、法教育などが挙げられる。裁判員制度の実施以降、上記の問題はクローズアップされてきており、市民の司法に対する関心も高まってきた。しかし、これらの問題について、法学の領域だけで解決すること、人間科学の領域だけで解決することは困難である。問題を解決するためには、まず、法の領域から問題の所在を客観的に捉え、次に、人間科学の領域から実証的データを提示し、そして実証的データにもとづいて議論を行う必要であるからである。

「法と人間科学」研究の重要性が増す中、市民の皆さんと「法と人間科学」が何をすべきかについて、一緒に考えていきたいという思いから本シンポジウムを企画した。シンポジウム当日は、「法と人間科学」の過去から現代(第一部)、現代から未来(第二部)について、以下の人たちが研究報告を行った(敬称略)。

仲真紀子：「司法と福祉」の仲班(子どもへの司法面接)代表

サトウタツヤ：「捜査手続き」の佐藤班(供述の三次元地層モデリング)代表

石塚伸一：「司法と福祉」の石塚班(犯罪者・非行少年処遇)代表

唐沢かおり：「司法と福祉」の公募班(犯罪被害者の心の推論と支援的環境の構築)代表

指宿信：「裁判員裁判」の指宿班(可視化の制度構築と裁判員裁判)代表

報告者は仲真紀子氏(北海道大学大学院文学研究科)が代表を務める研究プロジェクト「法と人間科学」のメンバーであり、「法意識と教育」、「捜査手続き」、「裁判員裁判」、「司法と福祉」の4つのフィールドからなる大きなプロジェクトを学融的に展開しているところである(詳細については、「法と人間科学」ホームページ(<http://law-human.let.hokudai.ac.jp>)を参照されたい)。

立命館大学・人間科学研究所では、2013年4月から文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の助成をうけて「インクルーシブ社会に向けた支援の〈学=実〉連環型研究」プロジェクトを展開している。法と人間科学の領域は、このプロジェクトの中でも大きな比重をしめており、学外研究者とも協働で研究を行ってきた。

この報告集は2013年1月12日に、東京商工会議所で開催されたシンポジウム「法と人間科学という学融的領域が切り開く未来」の記録・報告ではあるが、上記「インクルーシブ社会に向けた支援の〈学=実〉連環型研究」プロジェクトの活動の成果であるという性質も持つ。私たちは立命館大学を法と人間科学の拠点の一つにすべく多層的な展開を常に意識しているからである。法はある意味で生き物であり常に変転しており、それに対応していくことが必要である。もちろん、人間の生活も常に移ろいゆくものであるから、それに即応していく必要がある。そして、法と人間科学もまた、常に新しい動向に注意を払いつつ、知見を積み重ね、情報を発信していく必要があるのである。

本書が、法と人間科学という領域ならびにインクルーシブな社会を構築するための本研究所の活動に資するものであり、社会のあり方を少しでも変えていけるのであれば、それにすぐる喜びはない。

2014年3月12日 ブラジル・バイアにて サトウタツヤ